

学習の流れの例

- 地震発生後の避難の流れを確認する
- 避難場所を家族と共有する大切さを知る
 - 例) 合流できない可能性、携帯電話がつかない可能性、等
- 指定避難場所の位置を確認し、安全なルートを考える
 - 例) 橋の崩落の危険はないか、高層ビルのガラスが散乱する危険はないか 等

学習後の生徒の姿

思考・判断・表現

起こり得る危険を事前に予想し、避難の流れを理解したうえで安全なルートを考えている

避難する場所の順番などは決まっておらず、揺れが収まった後の状況に応じて行動することが大切。どの場所がどのような役割を担っているのかを理解する。

地域防災拠点とは「地域防災拠点」という名称は、災害対策基本法が改正される以前から避難生活を送る場所として広く周知している。横浜では、上記のように指定避難所を指定はするものの、「地域防災拠点」という名称を今後も継続して使用していく。

①指定避難所とは災害によって自宅に住めなくなった場合などに避難生活を送る場所。横浜市では地域防災拠点である市内の小中学校等 459か所（2023年7月20日現在）を「指定避難所」として指定している。

※参照：横浜市「指定緊急避難場所、指定避難所」

②横浜市では、身近な市立の小・中学校等を指定避難所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材や食料等の備蓄を進め、また、被害情報などの情報伝達手段として、各拠点にデジタル移動無線を配備している。

※参照：横浜市「地域防災拠点 地域防災拠点(指定避難所)とは」

③いつき避難場所は、一時的に避難して様子を見たり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結する場所。自治会・町内会が選定するが、選定していない地域もある。

※参照：横浜市「広域避難場所」

④基本的に自宅が無事な人は在宅避難となる。在宅避難とは、大きな地震が発生したとき、自宅に倒壊や焼損の危険性がない場合に、地域防災拠点(避難所)へ避難するのではなく、自宅で被災生活を送る方法のことを言う。

※参照：横浜市「在宅被災生活者とは」

①風水害時の避難場所の確認について風水害の場合、必ずしも地震の際の避難所である地域防災拠点(小・中学校)が開設されるわけではない。地区センター、自治会庁内会館等が開設される場合もある。そのため、避難する場合は、必ず市や居住している区役所のホームページで開設されている避難場所を確認する。

※参照：横浜市「風水害時に開設される避難場所について」

②自宅から避難する場合は、置手紙や張り紙を残す。ただし、張り紙をする場合は、居住者の不在を知らせることになるので、家族であらかじめ話し合っておいた場所に残すなど、人目につく場所に張り紙をしないよう注意する。

※参照：三井住友海上「自宅へ戻った家族に、避難状況を知らせたいときに。」

災害時、空き巣が増えるため、なるべく不在であることを知られないようにすることが大切。

⑤広域避難場所は、大地震により発生した火災が多発し、延焼拡大した場合その放射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所。

※参照：横浜市「広域避難場所」

⑥福祉避難所が必要な機能や役割を果たすために、対象と判断されない方は避難することができない。福祉避難所は、災害発生直後から必ず開設されるものではない。地域防災拠点からの移動は、本人・家族などによる移動が原則。

※参照：横浜市健康福祉局福祉保健課「福祉避難所についてお知らせします」

文字の色について

赤文字：単語の意味の説明
青文字：生徒への支援の視点や発展的な内容